

## 各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画）比較表

※黄色ハッチングは、品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。

※水色ハッチングは、各施設間の相違箇所を示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定（例） （2020年5月末 補正版）
1.			第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質 保証活動を実施するに当たり、以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条保安活動のための品質保証活 動を実施するにあたり、以下のとおり品 質マネジメントシステム計画を定める。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 (目的)	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の基準を定めることによ り、原子力の安全を確保することを目 的とする①。	1 第1条に規定する「原子力施設」 とは、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律(昭和32 年法律第166号。以下「原子炉等 規制法」という。)第2条第7項に規 定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、再 処理施設の安全を確保するよう、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する 規則」及び「同規則の解釈」（以下「品 質管理基準規則」という。）に基づき、 社長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加 工施設の安全を確保するよう、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」（以下「品質 管理基準規則」という。）に基づき、社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善す ることを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、廃 棄物管理施設の安全を確保するよう、 「原子力施設の保安のための業務に係 る品質管理に必要な体制の基準に関 する規則」及び「同規則の解釈」（以 下「品質管理基準規則」という。）に基 づき、社長をトップとした品質マネジメ ントシステムを確立し、実施し、継続的に 改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加 工施設の安全を確保するよう、「原子 力施設の保安のための業務に係る品質 管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」（以下「品質 管理基準規則」という。）に基づき、社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善す ることを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、埋 設施設の安全を確保するよう、「原子 力施設の保安のための業務に係る品質 管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」（以下「品質 管理基準規則」という。）に基づき、社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善す ることを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発 電所の安全を達成・維持・向上させる ため、「原子力施設の保安のための業 務に係る品質管理に必要な体制の基 準に関する規則」および「同規則の解 釈」（以下「品質規則」という。）に基 づく品質マネジメントシステムを確立し、 実施し、評価確認し、継続的に改善す ることを目的とする。
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定 は、原子力施設(使用施設等であつ て、核原料物質、核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律施行令(昭 和三十二年政令第三百二十四号。 以下「令」という。)第四十一条各号に 掲げる核燃料物質を使用しないものを 除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令 第四十一条各号に掲げる核燃料物 質を使用しないものに限る。)について 適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、再 処理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、加 工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、廃 棄物管理施設の保安活動に適用す る。	本品質マネジメントシステム計画は、加 工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、埋 設施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発 電所の保安活動に適用する。
6.	(定義)		3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義
7.	第二条 この規則において使用する用 語は、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律において 使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、 原子炉等規制法及び原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の基準に関する規則にお いて使用する用語の例による。	本品質マネジメントシステム計画におけ る用語の定義は、以下に定めるもの 他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画におけ る用語の定義は、以下に定めるもの 他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画におけ る用語の定義は、以下に定めるもの 他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画におけ る用語の定義は、以下に定めるもの 他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画におけ る用語の定義は、以下に定めるもの 他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画におけ る用語の定義は、以下に定めるもの 他品質管理基準規則に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保 安のための業務として行われる一切の 活動をいう。		—	—	—	—	—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合し ていないことをいう。		—	—	—	—	—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生 み出すための相互に関連し、又は作 用する一連の活動及び手順をいう。		—	—	—	—	—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保 安活動の計画、実施、評価及び改善 に関し、原子力事業者等が自らの組 織の管理監督を行うための仕組みをい う。	2 第2項第4号に規定する「原子 力事業者等」とは、原子炉等規制法 第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自ら の組織の管理監督を行うための仕組 み」には、組織が品質マネジメントシ ステムの運用に必要な文書を整備す ることを含む。	—	—	—	—	—	—
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシ ップ」とは、原子力の安全を確保するこ とをいう。	4 第2項第5号に規定する「要員 (保安活動を実施する者をいう。以下	—	—	—	—	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	との重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	同じ。)とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。						
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。		—	—	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。		—	—	—	—	—	—
17.			(1)再処理施設 法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)廃棄物管理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)埋設施設 法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。	(1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
18.			(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。				
19.			—	—	—	—	—	(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第125条において同じ)。
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項					

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定（例） （2020年5月末 補正版）
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1)第16条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	(1)第7条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	(1)第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	(1)第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	(1)第7条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	(1) 原子力部門（第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a）、b)および c)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下、「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4、1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 ②		a. 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ ②	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b. 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ （「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ （「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ （「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ （「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ （「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b) 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 ②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又	c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
			は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。④		(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3)組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3)原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。)に明記する。
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b)、c)およびd)に示す文書で明確にする。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b) プロセスの順序および相互の関係(原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。⑭	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視および測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d) プロセスの運用ならびに監視および測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑥ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	定し解決することを含む。) (5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。				
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。②		(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。②		(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	4.2 品質マネジメントシステムの文書化					
41.			4.2.1 一般					
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。
43.	一 品質方針及び品質目標		a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a) 品質方針および品質目標
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な		c.実効性のあるプロセスの計画的な実	c.実効性のあるプロセスの計画的な実	c.実効性のあるプロセスの計画的な実	c.実効性のあるプロセスの計画的な実	c.実効性のあるプロセスの計画的な実	d) 実効性のあるプロセスの計画的な

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書	施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	c) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	4.2.2 品質マニュアル					
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
53.	五 プロセスの相互の関係		e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e) プロセスの相互の関係(図3-1参照)
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。  ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止⑯ ・文書の組織外への流出等の防止⑰ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持⑱	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。 a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。⑲	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準を作成する。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑲		a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑲	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑲をいう。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)こと。
59.	三 前二号の審査及び前号の評価に	4 第2項第3号に規定する「部門」	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価に	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価に	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価に	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価に	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価に	c) 品質マネジメント文書の審査および



No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。④		h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視					
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないこと。①	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
81.	(品質方針)	(品質方針)	5.3 品質方針					
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。②	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの(この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。))を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c) 品質目標を定め、評価するにあつての枠組みとなるものであること。
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d) 要員に周知され、理解されていること。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
88.			5.4 計画					
89.	(品質目標)	(品質目標)	5.4.1 品質目標					
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。⑦	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)
92.								(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5.4項に係る社内標準を確立する。
93.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画					
94.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。
95.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。④9	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	(2)社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
96.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果④9	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
97.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持④9		b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
98.	三 資源の利用可能性④9		c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性
99.	四 責任及び権限の割当て④9		d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て
100.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限およびコミュニケーション				
101.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任および権限				
102.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
103.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行	(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセス	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセス	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセス	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセス	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセス	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	できるようにしなければならない。⑦	2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	において、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	において、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	において、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	において、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	において、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	
104.			(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
105.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者					
106.								(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 7 条第 2 項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。
108.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
109.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。
110.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
111.	四 関係法令を遵守すること。		d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。
112.	(管理者)	(管理者)	5.5.3 管理者					
113.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(品質マニュアルにおいて、管理者として責任および権限を付与されている者、以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。
114.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
115.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
116.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
117.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		d.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	d) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	維持すること。		持すること。	持すること。	持すること。	持すること。	持すること。	維持すること。
118.	五 関係法令を遵守すること。④		e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。
119.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
120.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
121.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。③		b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。
122.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
123.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
124.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
125.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。  3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。
126.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達				
127.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することを行う。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。  a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。  a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.濃縮安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。  a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。  a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.燃料製造安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。  a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.埋設施設安全委員会	(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。  (2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。
128.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。						
129.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー				



No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
		(技術的な進歩により得られたものを 含む。)並びに不適合その他の事象から 得られた教訓を含む。	のを含む。)、不適合その他の事象から 得られた教訓を含む。)	のを含む。)、不適合その他の事象から 得られた教訓を含む。)	のを含む。)、不適合その他の事象から 得られた教訓を含む。)	のを含む。)、不適合その他の事象から 得られた教訓を含む。)	のを含む。)、不適合その他の事象から 得られた教訓を含む。)	により得られたものを含む。)、ならびに 不適合その他の事象から得られた教訓 を含む。)
142.	九 従前のマネジメントレビューの結果 を受けて講じた措置		i.前回までのマネジメントレビューの結果 を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果 を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果 を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果 を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果 を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を 受けて講じた措置
143.	十 品質マネジメントシステムに影響を 及ぼすおそれのある変更		j.品質マネジメントシステムに影響を及 ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及 ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及 ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及 ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及 ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を 及ぼすおそれのある変更
144.	十一 部門又は要員からの改善のため の提案		k.部門又は要員からの改善のための提 案	k.部門又は要員からの改善のための提 案	k.部門又は要員からの改善のための提 案	k.部門又は要員からの改善のための提 案	k.部門又は要員からの改善のための提 案	k) 部門または要員からの改善のための 提案
145.	十二 資源の妥当性 <sup>⑬</sup>		l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l) 資源の妥当性
146.	十三 保安活動の改善のために講じた 措置の実効性 <sup>⑭</sup>	6 第13号に規定する「保安活動の 改善のために講じた措置」には、品質 方針に影響を与えるおそれのある組織 の内外の課題を明確にし、当該課題 に取り組むことを含む(第52条第1 項第4号において同じ。)	m.保安活動の改善のために講じた措 置の実効性(品質方針に影響を与 えるおそれのある組織の内外の課題を明 確にし、当該課題に取り組むことを含 む。)	m.保安活動の改善のために講じた措 置の実効性(品質方針に影響を与 えるおそれのある組織の内外の課題を明 確にし、当該課題に取り組むことを含 む。)	m.保安活動の改善のために講じた措 置の実効性(品質方針に影響を与 えるおそれのある組織の内外の課題を明 確にし、当該課題に取り組むことを含 む。)	m.保安活動の改善のために講じた措 置の実効性(品質方針に影響を与 えるおそれのある組織の内外の課題を明 確にし、当該課題に取り組むことを含 む。)	m.保安活動の改善のために講じた措 置の実効性(品質方針に影響を与 えるおそれのある組織の内外の課題を明 確にし、当該課題に取り組むことを含 む。)	m) 保安活動の改善のために講じた措 置(品質方針に影響を与えるおそれの ある原子力部門の内外の課題を明確 にし、当該課題に取り組むことを含 む。)の実効性
147.	(マネジメントレビューの結果を受けて 行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて 行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受 けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受 けて行う措置				
148.	第二十条 原子力事業者等は、マネ ジメントレビューの結果を受けて、少な くとも次に掲げる事項について決定しな ければならない。		(1)組織は、マネジメントレビューの結果 を受けて、少なくとも次に掲げる事項に ついて決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果 を受けて、少なくとも次に掲げる事項に ついて決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果 を受けて、少なくとも次に掲げる事項に ついて決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果 を受けて、少なくとも次に掲げる事項に ついて決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果 を受けて、少なくとも次に掲げる事項に ついて決定する。	(1) 原子力部門は、マネジメントレビ ューの結果を受けて、少なくとも次に掲げ る事項について決定する。
149.	一 品質マネジメントシステム及びプロ セスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維 持に必要な改善」とは、改善の機会を 得て実施される組織の業務遂行能力 を向上させるための活動をいう。	a.品質マネジメントシステム及びプロセス の実効性の維持に必要な改善(改善 の機会を得て実施される組織の業務遂 行能力を向上させるための活動をい う。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセス の実効性の維持に必要な改善(改善 の機会を得て実施される組織の業務遂 行能力を向上させるための活動をい う。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセス の実効性の維持に必要な改善(改善 の機会を得て実施される組織の業務遂 行能力を向上させるための活動をい う。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセス の実効性の維持に必要な改善(改善 の機会を得て実施される組織の業務遂 行能力を向上させるための活動をい う。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセス の実効性の維持に必要な改善(改善 の機会を得て実施される組織の業務遂 行能力を向上させるための活動をい う。)	a) 品質マネジメントシステムおよびプロ セスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される原子 力部門の業務遂行能力を向上させる ための活動をいう。)
150.	二 個別業務に関する計画及び個別 業務の実施に関連する保安活動の改 善		b.個別業務に関する計画及び個別業 務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業 務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業 務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業 務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業 務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画および個別 業務の実施に関連する保安活動の改 善
151.	三 品質マネジメントシステムの実効性 の維持及び継続的な改善のために必 要な資源		c.品質マネジメントシステムの実効性の 維持及び継続的な改善のために必要 な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の 維持及び継続的な改善のために必要 な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の 維持及び継続的な改善のために必要 な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の 維持及び継続的な改善のために必要 な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の 維持及び継続的な改善のために必要 な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性 の維持および継続的な改善のために必 要な資源
152.	四 健全な安全文化の育成及び維持 に関する改善 <sup>⑮</sup>	2 第4号に規定する「健全な安全 文化の育成及び維持に関する改善」 には、安全文化についての弱点のある 分野及び強化すべき分野が確認され た場合における改善策の検討を含む。	d.健全な安全文化の育成及び維持に 関する改善(安全文化についての弱点 のある分野及び強化すべき分野が確認 された場合における改善策の検討を含 む。)	d.健全な安全文化の育成及び維持に 関する改善(安全文化についての弱点 のある分野及び強化すべき分野が確認 された場合における改善策の検討を含 む。)	d.健全な安全文化の育成及び維持に 関する改善(安全文化についての弱点 のある分野及び強化すべき分野が確認 された場合における改善策の検討を含 む。)	d.健全な安全文化の育成及び維持に 関する改善(安全文化についての弱点 のある分野及び強化すべき分野が確認 された場合における改善策の検討を含 む。)	d.健全な安全文化の育成および維持 に関する改善(安全文化についての弱点 のある分野および強化すべき分野 が確認された場合における改善策の検 討を含む。)	
153.	五 関係法令の遵守に関する改善 <sup>⑯</sup>		e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善
154.	2 原子力事業者等は、マネジメント レビューの結果の記録を作成し、これを 管理しなければならない。		(2)安全・品質本部長は、マネジメント レビューの結果の記録を作成し、これを 管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメント レビューの結果の記録を作成し、これを 管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメント レビューの結果の記録を作成し、これを 管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメント レビューの結果の記録を作成し、これを 管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメント レビューの結果の記録を作成し、これを 管理する。	(2) 原子力部門は、マネジメントレビ ューの結果の記録を作成し、これを管理 する。
155.	3 原子力事業者等は、第一項の決 定をした事項について、必要な措置を 講じなければならない。		(3)組織は、マネジメントレビューの結果 で決定をした事項について、必要な措 置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果 で決定をした事項について、必要な措 置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果 で決定をした事項について、必要な措 置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果 で決定をした事項について、必要な措 置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果 で決定をした事項について、必要な措 置を講じる。	(3) 原子力部門は、(1)の決定をした 事項について、必要な措置を講じる。
156.	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理
157.	(資源の確保)	(資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保				
158.	第二十一条 原子力事業者等は、原 子力の安全を確実なものにするために 必要な次に掲げる資源を明確に定 め、これを確保し、及び管理しなけれ ばならない。	1 第21条に規定する「資源を明 確に定め」とは、本規程の事項を実施 するために必要な資源を特定した上 で、組織の内部で保持すべき資源と 組織の外部から調達できる資源(本 規程第2条4に規定する組織の外 部から調達する者を含む。))とを明確 にし、それを定めていることをいう。 <sup>⑰</sup>	組織は、原子力の安全を確実なものに するために必要な次に掲げる資源を明 確に定め、これを確保し、及び管理す る。(「資源を明確に定め」とは、本品 質マネジメントシステム計画の事項を 実施するために必要な資源を特定した 上で、組織の内部で保持すべき資源と組 織の外部から調達できる資源(組織の 外部から調達する者を含む。))とを明 確にし、それを定めていることをいう。)	組織は、原子力の安全を確実なものに するために必要な次に掲げる資源を明 確に定め、これを確保し、及び管理す る。(「資源を明確に定め」とは、本品 質マネジメントシステム計画の事項を 実施するために必要な資源を特定した 上で、組織の内部で保持すべき資源と組 織の外部から調達できる資源(組織の 外部から調達する者を含む。))とを明 確にし、それを定めていることをいう。)	組織は、原子力の安全を確実なものに するために必要な次に掲げる資源を明 確に定め、これを確保し、及び管理す る。(「資源を明確に定め」とは、本品 質マネジメントシステム計画の事項を 実施するために必要な資源を特定した 上で、組織の内部で保持すべき資源と組 織の外部から調達できる資源(組織の 外部から調達する者を含む。))とを明 確にし、それを定めていることをいう。)	組織は、原子力の安全を確実なものに するために必要な次に掲げる資源を明 確に定め、これを確保し、及び管理す る。(「資源を明確に定め」とは、本品 質マネジメントシステム計画の事項を 実施するために必要な資源を特定した 上で、組織の内部で保持すべき資源と組 織の外部から調達できる資源(組織の 外部から調達する者を含む。))とを明 確にし、それを定めていることをいう。)	組織は、原子力の安全を確実なものに するために必要な次に掲げる資源を明 確に定め、これを確保し、及び管理す る。(「資源を明確に定め」とは、本品 質マネジメントシステム計画の事項を 実施するために必要な資源を特定した 上で、組織の内部で保持すべき資源と組 織の外部から調達できる資源(組織の 外部から調達する者を含む。))とを明 確にし、それを定めていることをいう。)	原子力部門は、原子力の安全を確実 なものにするために必要な次に掲げる資 源を表3-2の6.1項、6.2項 および7.1項に係る社内標準におい て明確に定め(本品質マネジメントシ ステム計画の事項を実施するために必 要な資源を特定した上で、原子力部 門の内部で保持すべき資源と原子力 部門の外部から調達できる資源(組 織の外部から調達する者を含む。))と

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
		系」とは、JIS 9001 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。						を明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。
159.	一 要員		a.要員	a.要員	a.要員	a.要員	a.要員	a) 要員
160.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)				
161.	三 作業環境		c.作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	c) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)				
162.	四 その他必要な資源		d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d) その他必要な資源
163.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保および教育訓練				
164.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
165.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。
166.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
167.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。
168.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
169.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
170.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
171.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
172.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
173.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
174.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施
175.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画					

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
176.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、 <b>第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定</b> ⑭ することを含む。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 原子力部門は、表3-1の4. 2. 3項および表3-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4. 1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。
177.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
178.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。⑭	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
179.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 ⑭		a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
180.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
181.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
182.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d.自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)
183.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
184.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。
185.			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス				
186.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項				
187.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
188.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項
189.	二 関係法令		b.関係法令	b.関係法令	b.関係法令	b.関係法令	b.関係法令	b) 関係法令
190.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c) a)およびb)に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
191.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	7.2.2 個別業務等要求事項の審査					
192.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
193.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。
194.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a.当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
195.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
196.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
197.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
198.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
199.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等					
200.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。(7)	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7.2.3項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。
201.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
202.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
203.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法
204.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
205.			7.3 設計開発					
206.								原子力部門は、表3-2の7.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
207.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画					
208.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計	(1)原子力部門は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、 <b>不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)</b> を行うことを含む。	画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、 <b>不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)</b> を行うことを含む。)	開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。))とともに、設計開発を管理する。 この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。				
209.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
210.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
211.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
212.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
213.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源
214.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。	(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。
215.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
216.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報				
217.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
218.	一 機能及び性能に係る要求事項		a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a) 機能および性能に係る要求事項
219.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
220.	三 関係法令		c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c) 関係法令
221.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項
222.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
223.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報				
224.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
225.	2 原子力事業者等は、設計開発の		(2)組織は、設計開発の次の段階のブ	(2)組織は、設計開発の次の段階のブ	(2)組織は、設計開発の次の段階のブ	(2)組織は、設計開発の次の段階のブ	(2)組織は、設計開発の次の段階のブ	(2) 原子力部門は、設計開発の次の



No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
242.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。))を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下、「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)
243.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
244.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
245.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理
246.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
247.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。
248.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
249.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
250.			7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達
251.								原子力部門は、表3-2の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
252.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス
253.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならない。		(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1) 原子力部門は、調達する物品または役務(以下、「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下、「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
254.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。 <sup>12</sup>	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 <sup>20</sup> 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
255.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
256.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
257.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
258.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。
259.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項					
260.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
261.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項				

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
262.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
263.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
264.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項
265.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
266.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項②		f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項
267.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項
268.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。④	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
269.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
270.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
271.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証				
272.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
273.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
274.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理				
275.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理				
276.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。
277.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。	a.再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「再処理施設の保安のために必要な情報」に	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」に	a.廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」に	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」に	a.埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「埋設施設の保安のために必要な情報」に	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、およ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
		・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	は、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	は、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	は、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	び、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。
278.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
279.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
280.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
281.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e) 8. 2. 3項に基づき監視測定を実施していること。
282.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
283.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認					
284.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
285.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
286.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
287.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
288.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
289.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
290.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法
291.	(識別管理)	(識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保				
292.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
293.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、 <u>トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)</u> の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(2)組織は、 <u>トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)</u> の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。				
294.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品				
295.	第四十一条 原子力事業者等は、 <u>組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</u>	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、 <u>組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u> (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。				
296.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理				
297.	第四十二条 原子力事業者等は、 <u>調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)</u> しなければならない。		組織は、 <u>調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)</u> する。	(1)原子力部門は、 <u>調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)</u> する。  (2)原子力部門は、 <u>調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.5.5項に係る社内標準を確立する。</u>				
298.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理				
299.	第四十三条 原子力事業者等は、 <u>機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。</u>		(1)組織は、 <u>機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u>	(1)原子力部門は、 <u>機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表3-2の7.1項、7.6項、および8.2.4項に係る社内標準において明確に定める。</u>				
300.	2 原子力事業者等は、 <u>前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。</u>		(2)組織は、 <u>(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u>	(2)原子力部門は、 <u>(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1項に係る社内標準において確立し、実施する。</u>				
301.	3 原子力事業者等は、 <u>監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</u>		(3)組織は、 <u>監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u>	(3)原子力部門は、 <u>監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u>				
302.	一 <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</u>	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</u> (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a) <u>あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)</u> で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。				
303.	二 <u>校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u>		b. <u>校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u>	b) <u>校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u>				

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
304.	三 所要の調整がなされていること。		c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。
305.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
306.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。
307.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
308.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。
309.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
310.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
311.	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価および改善
312.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価および改善				
313.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。
314.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)
315.			8.2 監視及び測定	8.2 監視および測定				
316.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見				
317.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。
318.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-2の8.2.1項に係る社内標準に定める。
319.	(内部監査)	(内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査				
320.	第四十六条 原子力事業者等は、品	1 第1項に規定する「客観的な評	(1)監査室長は、品質マネジメントシ	(1)監査室長は、品質マネジメントシ	(1)監査室長は、品質マネジメントシ	(1)監査室長は、品質マネジメントシ	(1)監査室長は、品質マネジメントシ	(1) 原子力部門は、品質マネジメント

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	備を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	テムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	テムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 (「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)	テムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 (「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)	テムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	テムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 (「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)	システムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
321.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
322.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b) 実効性のある実施および実効性の維持
323.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。
324.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下、「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
325.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
326.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。⑩		(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
327.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2項に係る社内標準に定める。
328.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
329.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
330.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定
331.	第四十七条 原子力事業者等は、プ	1 第1項に規定する「監視測定」の	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測



No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
	自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
341.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保する。 〔「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。〕 〔「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。〕	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保する。 〔「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。〕	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保する。 〔「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。〕	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保する。 〔「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。〕 〔「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。〕	削除	(5)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。
342.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 〔「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。〕	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 〔「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。〕	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること(自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。
343.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理
344.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別さ	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これ	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これ	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これ	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これ	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これ	(1)原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されないよう、当該機器等または個別業務



No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末 補正版)
			ことを含む。)	ことを含む。)	ことを含む。)	ことを含む。)	ことを含む。)	明確にし、収集し、および分析する。
356.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
357.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
358.	二 個別業務等要求事項への適合性		b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性
359.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) <sup>㉔</sup>	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。))となるものを含む。)
360.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力
361.			8.5 改善	8.5 改善				
362.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善				
363.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。))を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
364.	(是正処置等)	(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等				
365.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。 <sup>㉔</sup>		(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
366.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う
367.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 <sup>㉔</sup> 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。))および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。))
368.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 <sup>㉔</sup>		(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
369.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
370.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。



No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定(例) (2020年5月末補正版)
	掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		事項について、「CAPシステム要則」に定める。	事項について、「CAPシステム要則」に定める。	事項について、「CAPシステム要則」に定める。	事項について、「CAPシステム要則」に定める。	事項について、「CAPシステム要則」に定める。	て、表3-1の8.5.3に関連する二次文書に定める。
385.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—	—
386.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。  2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。	—	—	—	—	—	—

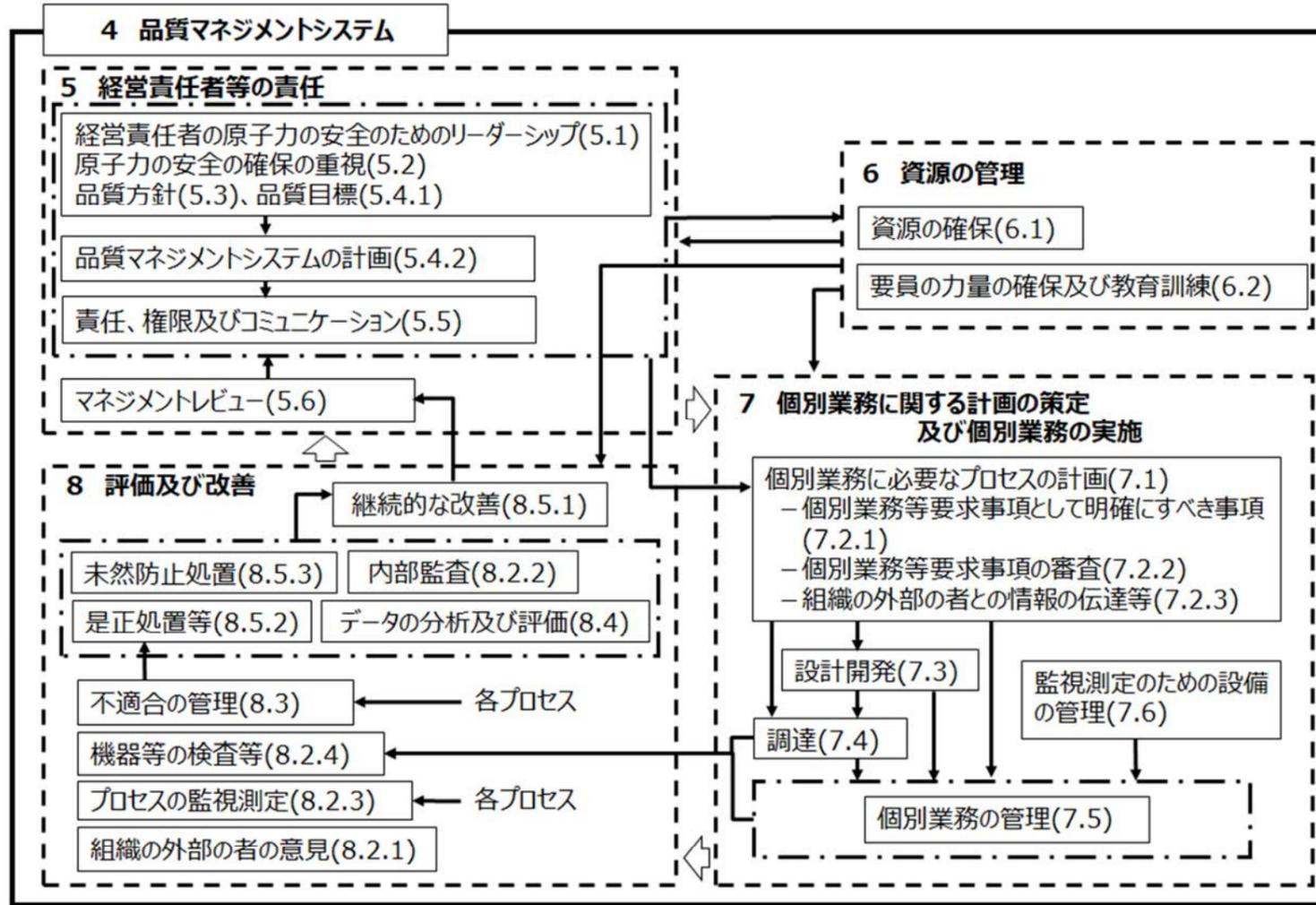


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

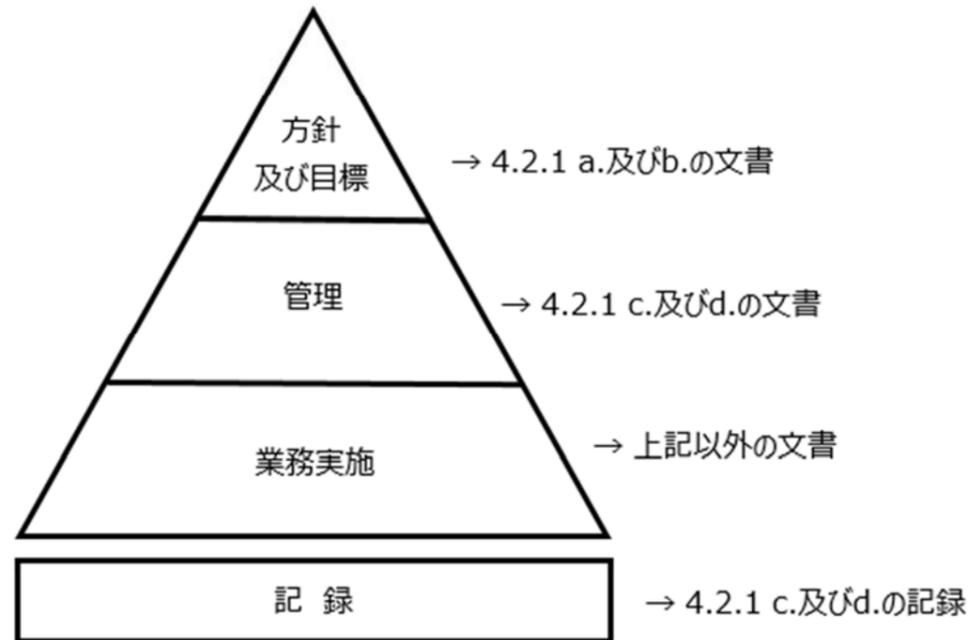


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-	
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-	
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第74条	
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-	
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-	
		安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第21条の2	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第20条	
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第21条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-	
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業部 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第24条~第60条、第63条、第73条、第76条、第81条~第106条、第121条、第122条	
		施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第74条~第76条
		非常時の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第109条~第119条、第123条、第126条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第75条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第74条、第76条~第78条、第105条、第106条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-	

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

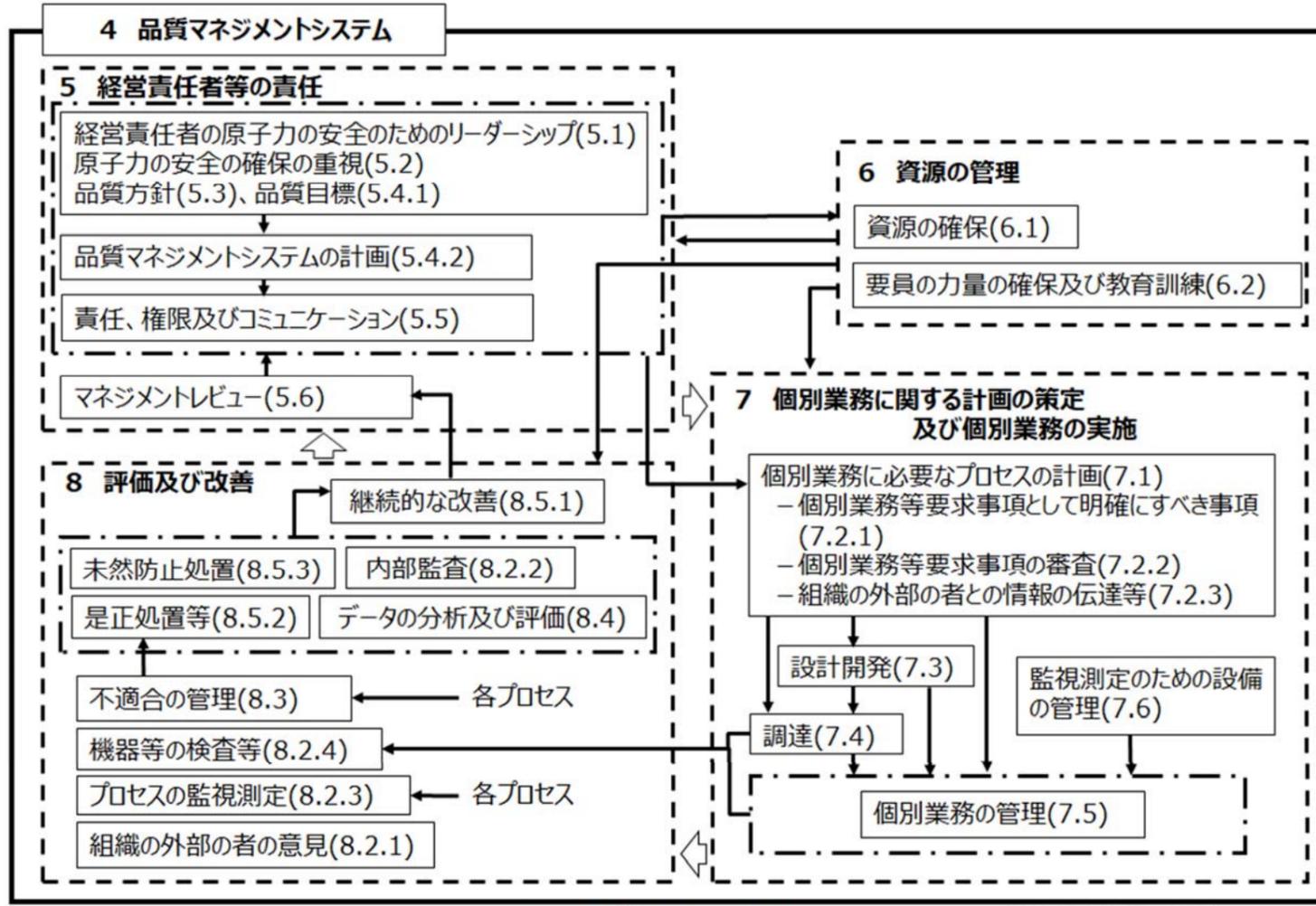


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

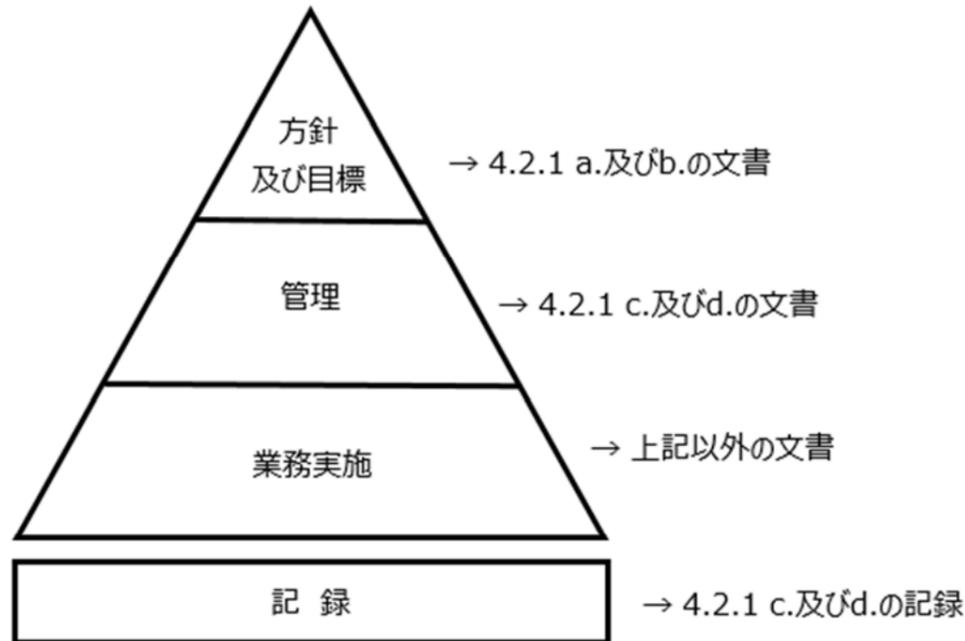


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		濃縮事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条
		加工施設 濃縮安全委員会運営要領	事業部長	第12条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		加工施設 教育・訓練要領	事業部長	第87条、第88条
7.1	加工施設の操作 核燃料物質の管理 施設管理 放射性廃棄物管理 放射線管理 火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置 加工施設の定期的な評価	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～第30条
		加工施設 核燃料物質等管理要領	事業部長	第31条～第35条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第36条～第41条
		加工施設 放射性廃棄物管理要領	事業部長	第42条～第52条
		加工施設 放射線管理要領	事業部長	第53条～第58条、第61条～第70条
		濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第59条、第60条
7.1	火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置	加工施設 火災防護計画	事業部長	第71条、第72条
		加工施設 異常事象対策要領	事業部長	第72条、第73条、第74条～第86条
7.3	設計開発	加工施設 定期安全レビュー実施要領	事業部長	第89条
7.4	調達	加工施設 施設管理要領	事業部長	第37条
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第39条、第40条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

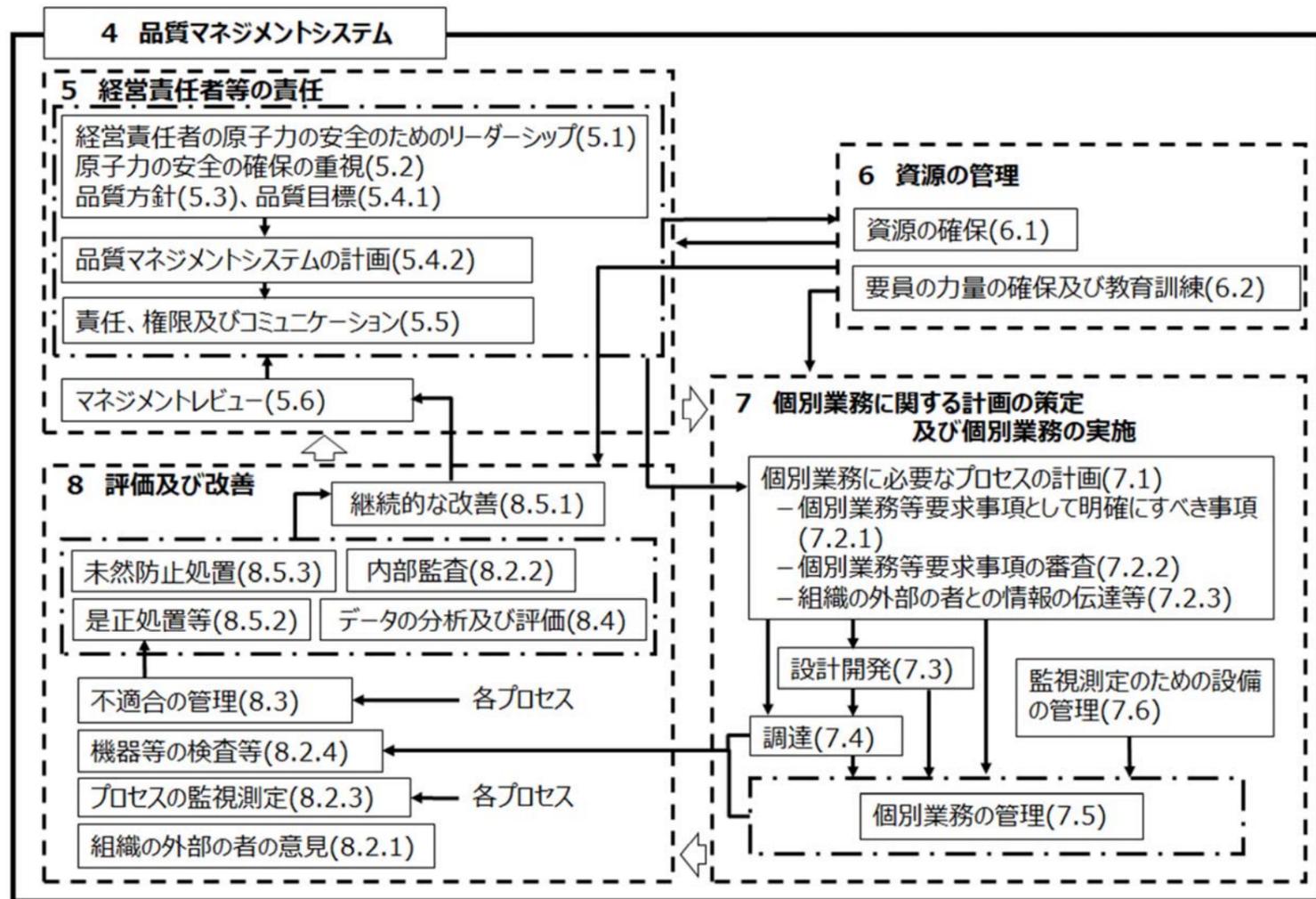


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

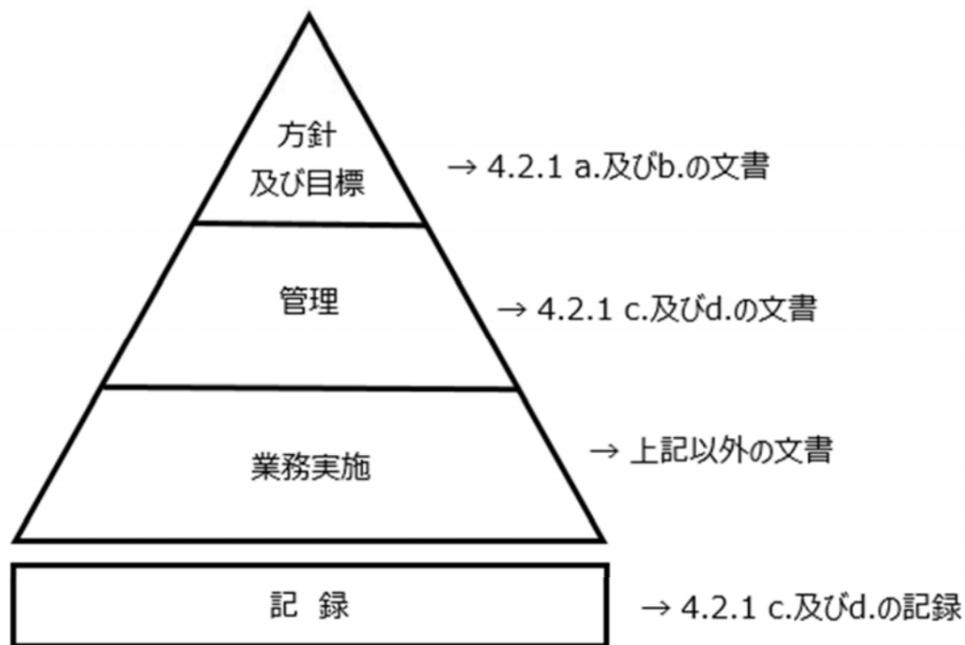


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第23条
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条の2
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第9条
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	事業部長	第10条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時等の措置	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第10条の3~第23条、第25条、第28条の2~第45条の2、第57条
		再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第23条~第25条、第28条
		再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第46条~第56条、第58条、第61条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第24条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第23条、第25条、第26条、第44条、第45条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

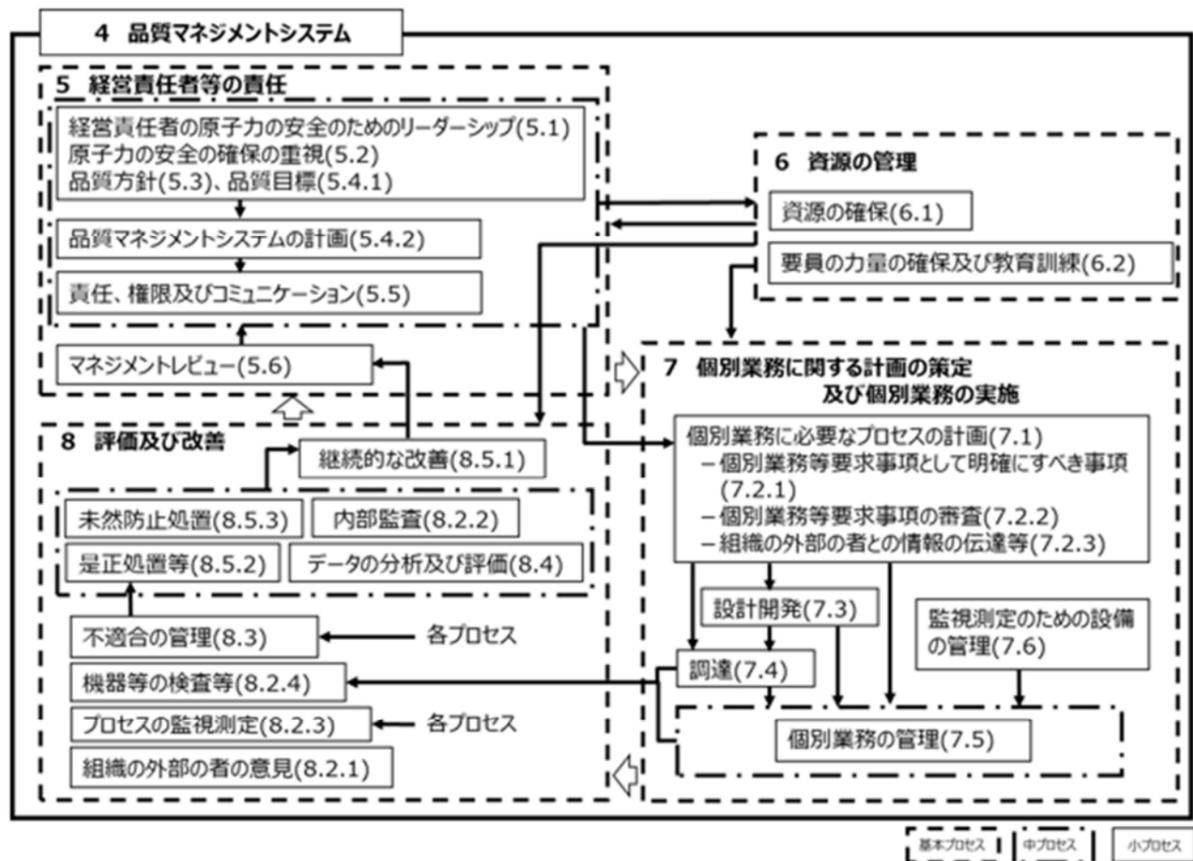


図5-1 プロセス関連図

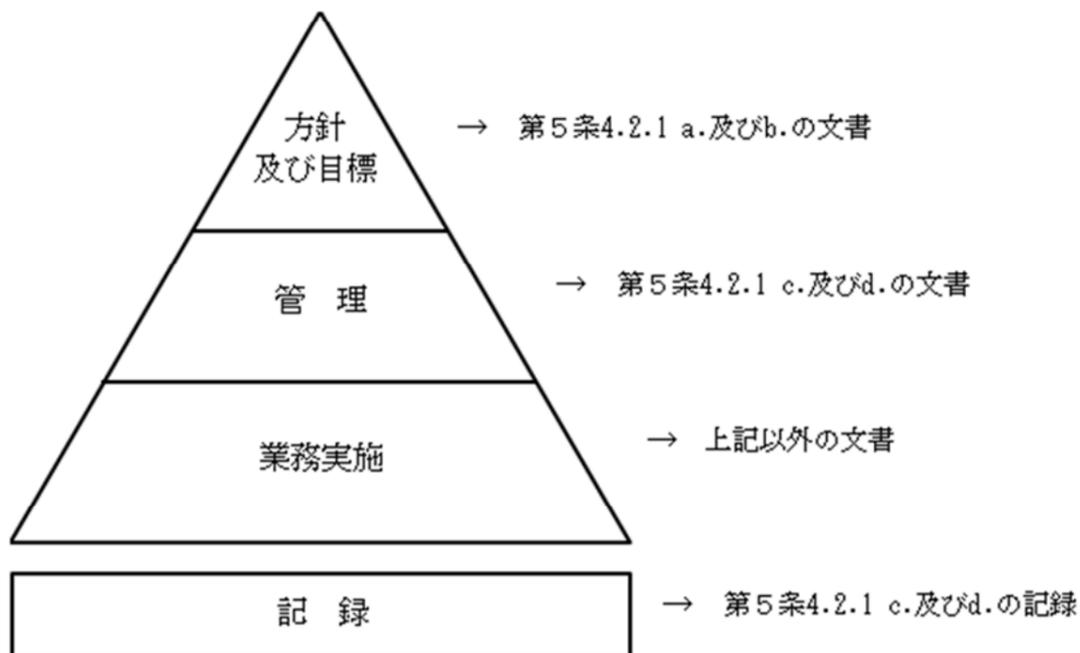


図5-2 品質マネジメント文書の構成概念図

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類(要領)	事業部長	-
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第8条
5.6	マネジメントレビュー	燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要領	事業部長	第9条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領	事業部長	第11条~第26条
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領	事業部長	
		燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	-
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	24条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	26条
7.6	監視測定のための設備の管理	燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	-
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書の関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

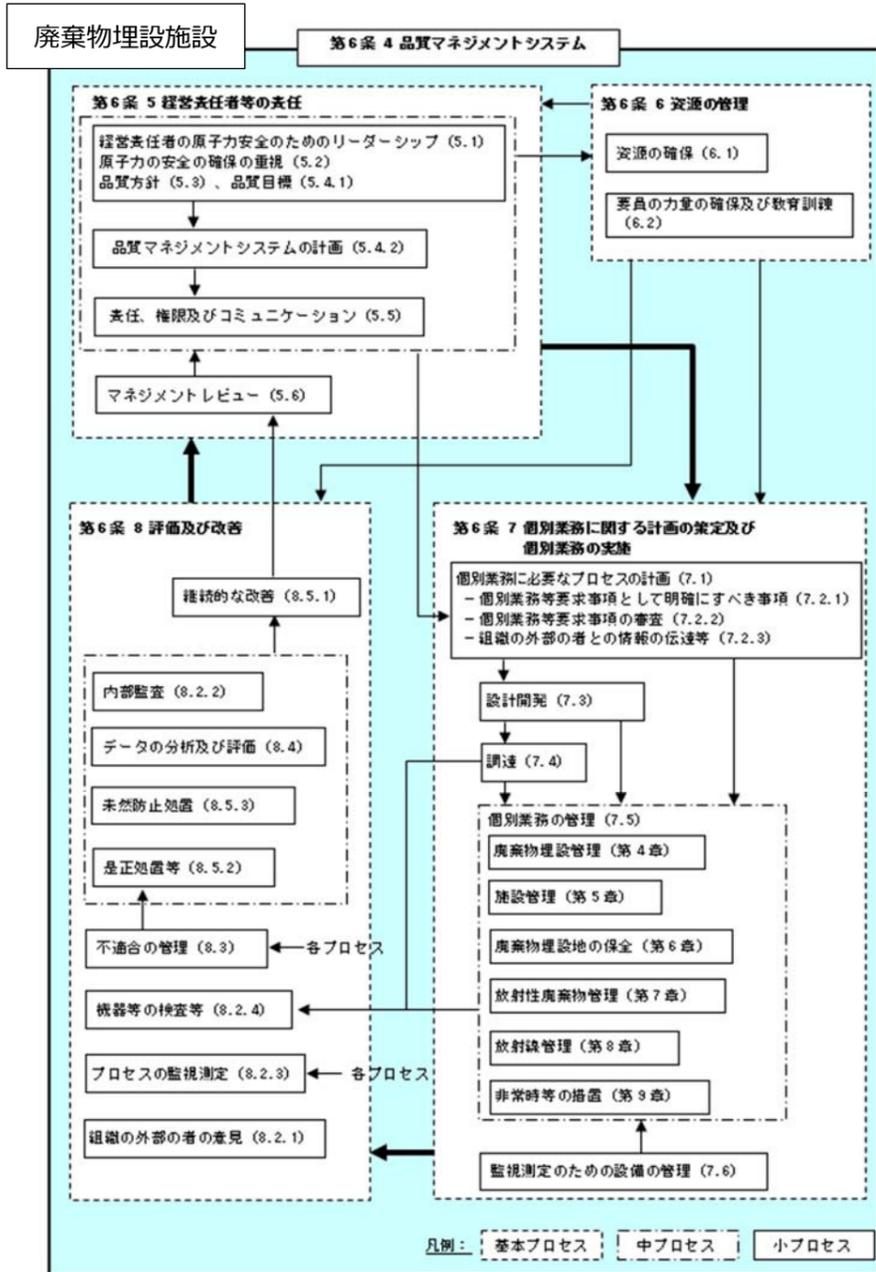


図1 プロセス関連図(第6条 4.1 関係)

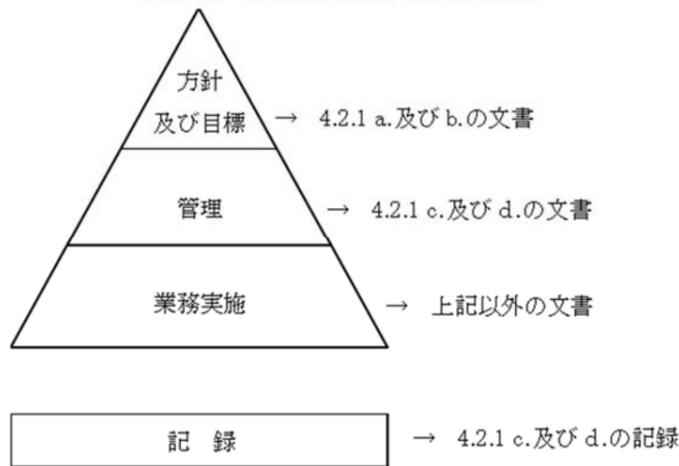


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条 4.2 関係)

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	安全・品質本部長	—
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	事業部長	—
4.1. 8.2.3	プロセスの監視及び測定	I/Oパフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2. 7.1. 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第14条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第12条
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第13条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第68条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第15条~第19条、第30条、第35条、第37条~第40条
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第16条
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第18条
		土木管理要領	事業部長	第19条~第21条、第28条~第30条、第32条、第33条
		埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第24条
		技術情報管理要領	事業部長	第27条、第70条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第28条、第30条、第52条
		設備および改修工事に係る設計管理要領	事業部長	第28条~第30条
		建物管理要領	事業部長	第28条~第30条
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第28条、第30条、第37条~第46条、第48条~第54条、第59条、第65条
		設計管理要領	事業部長	第28条、第29条
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第31条~第34条
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第47条
廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第56条~第66条、第69条、第72条		
廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第70条		
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第30条
		土木管理要領	事業部長	第30条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第30条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	—
8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビュー・アウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築